

令和5年6月1日

保護者様

栗東市立大宝東小学校  
校長 中川 章子

### 非常変災時における臨時休業等の措置について（お知らせ）

初夏の候、保護者のみなさまにはご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育活動に格別のご理解ご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、台風等の非常変災時における児童の安全確保のため、下記のように措置しますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 【臨時休業の措置について】

- 1 午前7時の時点で、滋賀県に「特別警報（大雨・暴風・大雪等すべて対象）」または「暴風を含む警報」が発表されている場合
  - ・『臨時休業』となりますが、学校からの連絡はありません。テレビ等の気象情報にご注意ください。  
⇒ただし午前7時までに「特別警報」や「暴風を含む警報」が解除された場合、また、大雨や洪水等の暴風を含まない警報が発表されている場合は休業となりません。その場合は、安全に十分留意して登校させてください。
- 2 河川の増水などにより本校独自の臨時休業や始業を遅らせる等の措置をとる場合
  - ・臨時休業等の判断をした時点で、「だいひがメール連絡網」でお知らせします。

#### 【緊急な場合の下校措置について】

- 3 登校後に「特別警報」や「暴風を含む警報」が出された場合、または、出されることが予想される場合、河川の増水等で下校が危険と予想される場合
  - ・「だいひがメール連絡網」等で下校時刻の変更についてお知らせし、安全を確かめたうえで分団担当引率による分団下校、または保護者引き渡し等の対応をさせていただきます。  
※帰宅してもご家族が不在の場合にどうするか、日頃からお子様と確認しておいてください。
- 4 下校時に落雷・竜巻などの危険がある場合
  - ・安全と判断できるまで学校で待機し、安全の確認後に分団下校します。その場合、「だいひがメール連絡網」等で下校予定時刻をお知らせします。
- 5 大規模な自然災害や事故等の非常事態発生の場合
  - ・学校にいる間に被災した場合は、「個人カード（緊急下校時の引取者）」をもとに、児童を確実に引き渡しさせていただきます。

○この文書は、今後の非常変災時のため、大切に保管して下さるようお願いいたします。

○非常時の緊急連絡のため、携帯電話の変更等が生じた場合、できるだけ早く「だいひがメール連絡網」に再登録いただきますようお願いいたします。

○休業等でお子さんが在宅する場合、ご家庭でも河川の増水の危険回避や危険箇所への配慮を十分にいただき、安全指導をお願いします。

○緊急時の連絡は、学校（077-551-2300）までお願いします。

